



府食第 933 号

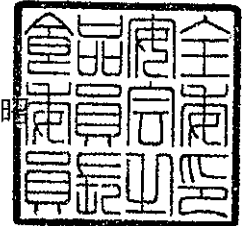
平成 17 年 9 月 22 日

厚生労働大臣

尾辻 秀久 殿

食品安全委員会

委員長 寺田 雅晴



食品健康影響評価の結果の通知について

平成 15 年 11 月 17 日付け厚生労働省発食安第 1117003 号をもって貴省から当委員会に対して求められたピラクロストロビンに係る食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 23 条第 2 項の規定に基づき通知します。

なお、食品健康影響評価の詳細は別添のとおりです。

記

ピラクロストロビンの一日摂取許容量を 0.034 mg/kg 体重/日と設定する。